

千葉県警察体力検定等実施要綱の制定について

平成15年5月27日
例規(教)第19号
警察本部長

[沿革] 平成16年3月例規(警)第21号 平成17年3月例規(警)第22号
平成23年3月例規(警)第9号 平成26年7月例規(教)第43号
令和3年12月例規(警)第34号 令和4年3月例規(警)第8号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成15年6月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察体力検定等実施要綱の制定について(平成元年例規(教)第11号)は廃止する。
別添

千葉県警察体力検定等実施要綱

1 目的

警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

2 体力検定等の種目

(1) 警察体力検定(「JAPPAT」(ジャパット))の種目は、次のとおりとする。

ア 直線折り返し走(被疑者を追跡する模擬動作)

イ スラローム走(〃)

ウ 胸つけ背つけ、腕立て伏せ(被疑者を制圧する模擬動作)

(2) 体力テストの種目は、次のとおりとする。ただし、オについては所属ごとの事情により、やむを得ない理由があると認めるときには、所属長が警務部教養課長(以下「教養課長」という。)と協議の上で、実施を省略できるものとする。

ア 握力(筋力)

イ 上体起こし(筋持久力)

ウ 長座体前屈(柔軟性)

エ 反復横とび(敏しょう性)

オ 20メートルシャトルラン(往復持久走)(心肺持久力)

カ 立ち幅とび(瞬発力)

3 体力検定等の実施対象者及び回数

全警察官を対象とし、警察体力検定及び体力テストをそれぞれ年に1回以上実施するものとする。

なお、初任科生については教養期間中に実施するものとする。

4 体力検定等の免除者

所属長は、次のいずれかに該当する者に対しては、体力検定等を実施してはならない。

(1) 心臓血管系疾患(脳血管障害を含む。)で、現に治療中の者、治療を要する者若しくは経過観察中の者又は既往症を有する者

(2) 高血圧症の者

(3) 呼吸器系疾患で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者

(4) その他何らかの疾患で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者

(5) 受検することに支障を来す怪我をしている者

(6) 当直勤務明けの者

5 教養課長の任務

教養課長は、体力検定等の年間計画を策定するとともに、受検結果の評価を通じて、体力水準向上のための施策を積極的に講ずる。

6 実施責任者等の任務

(1) 実施責任者

ア 実施責任者は所属の長とする。

イ 実施責任者は、所属における体力検定等の実施に当たり、平素から職員に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負うものとする。

ウ 実施責任者は、警察体力検定級位基準表（別表1）及び体力テスト評価基準表（別表2）に基づいて、評価した実施結果を受検者に通知するものとする。

エ 実施責任者は、所属警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

オ 実施責任者は、受検者の実施結果を警察事務総合システム運用要綱（令和2年本部訓令第30号）に定める教養管理システムにより登録するものとする。

（2）推進責任者

ア 推進責任者は、所属の次長とする。

イ 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

（3）立会責任者

ア 実施責任者は、所属の警部補以上の階級にある者（同相当職を含む。）の中から立会責任者を指定するものとする。

イ 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。特に、JAPPA Tにおけるゴールの際の転倒に備え、介添え補助員を配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払うものとする。

（4）測定責任者

ア 実施責任者は、県本部（警察学校、地域部自動車警ら隊、地域部鉄道警察隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部第一機動隊、警備部第二機動隊、警備部第三機動隊及び警備部成田国際空港警備隊（以下「校・各隊」という。）を除く。）にあっては警務部教養課の術科を担当する警部補の階級にある者（同相当職を含む。）、校・各隊及び署にあっては、千葉県警察術科訓練推進要綱の制定について（平成18年例規（教）第51号）に定める体育の術科指導者の要件を満たす者の中から測定責任者を指定するものとする。

イ 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

ウ 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

7 体力検定等の効力

（1）体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末までを有効とするものとする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とすることができる。

（2）警察大学校及び関東管区警察学校において受検した者については、その結果を当該年度分として計上することができるものとする。

8 実施上の留意事項

実施に当たっては、次の事項に留意し、受傷事故防止等安全管理の徹底に努めるものとする。

（1）実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。

（2）受検者の健康状態を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。

（3）体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。

（4）季節、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。

（5）受検者の服装は、運動に適したものとする。

以下様式等省略